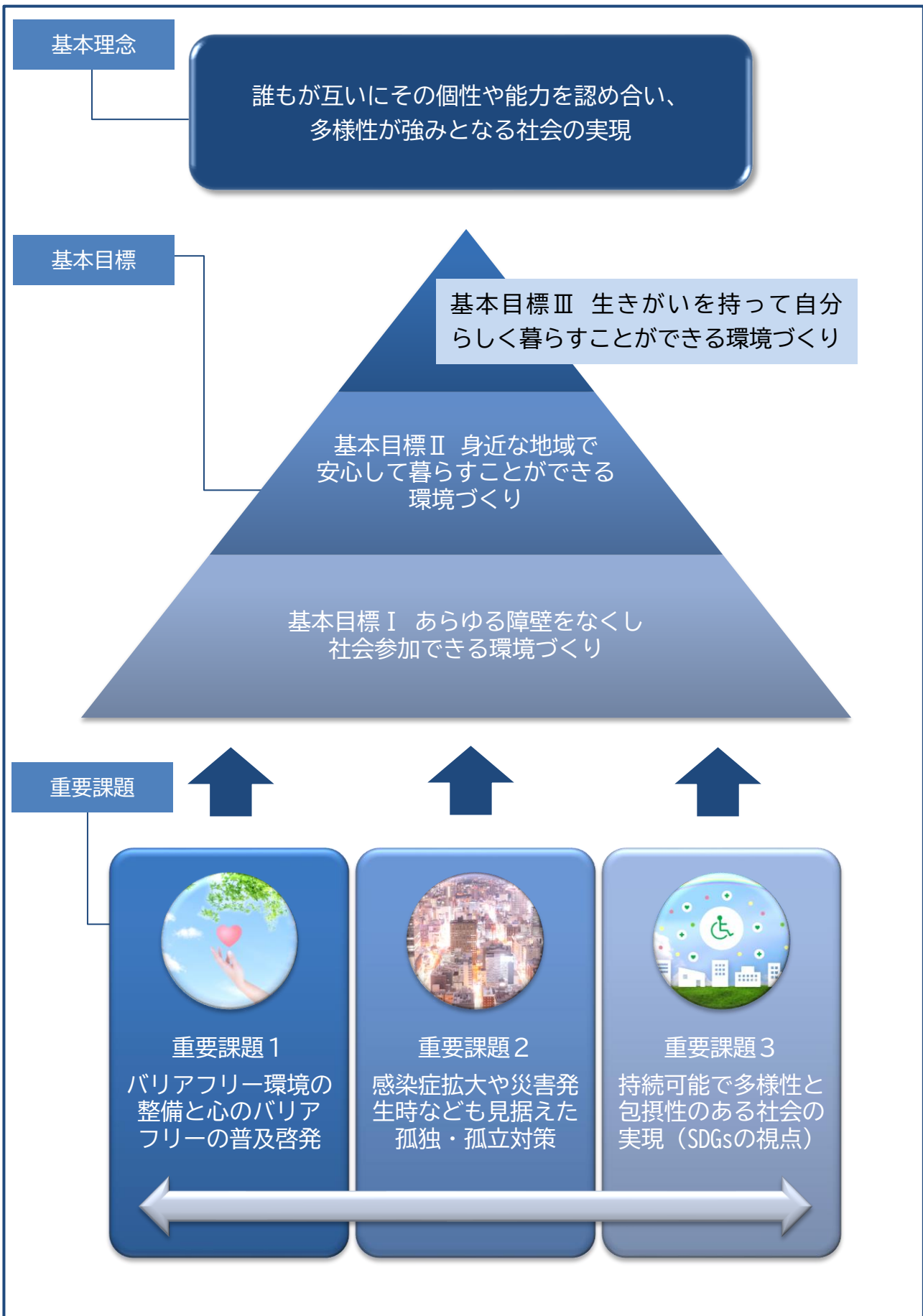


じゅうようかだい しさくたいけい あん
重要課題と施策体系 (案)

さっぽろし ほけんふくし きょくしょう ほけんふくし ぶしょう ふくしか
札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課

■ 基本理念・基本目標と重要課題



■ 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の柱
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現</p>	<p>I あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり</p>	<p>1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止</p>	<p>① 障がい理由とする差別解消 ② 権利擁護等の推進 など 重要課題 2・3</p>
		<p>2 バリアフリーの推進</p>	<p>① バリアフリー環境の整備 ② 心のバリアフリーの普及啓発 など 重要課題 1・3</p>
		<p>3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実</p>	<p>① 障がい特性に応じたコミュニケーション支援 ② 行政サービス等における配慮 など 重要課題 2・3</p>
		<p>4 障がい等の理解促進</p>	<p>① 普及啓発、福祉教育の推進 ② 社会貢献活動への支援 など 重要課題 1・3</p>
	<p>II 身近な地域で安心して暮らすことできる環境づくり</p>	<p>5 自立・相談の支援</p>	<p>① ニーズに対応した相談支援 ② 障害福祉サービス提供基盤の整備 など 重要課題 2・3</p>
		<p>6 保健・医療の推進</p>	<p>① 障がいの原因となる疾病予防 ② 難病に関する施策の推進 など 重要課題 2・3</p>
		<p>7 安全・安心の実現</p>	<p>① 災害時等の要配慮者対応 ② 地域における見守り活動 など 重要課題 2・3</p>
	<p>III 生きがいを持って自分らしく暮らすことできる環境づくり</p>	<p>8 療育・教育の充実</p>	<p>① ライフステージに応じた支援 ② 療育の充実 など 重要課題 1・3</p>
		<p>9 雇用・就労の促進</p>	<p>① 雇用機会の拡充 ② 一般就労の推進 など 重要課題 1・3</p>
		<p>10 文化芸術・スポーツの振興</p>	<p>① 文化芸術活動の推進 ② 障がい者スポーツの振興 など 重要課題 1・3</p>

■ 基本理念に係る参考資料 (令和4年10月策定札幌市第2次まちづくり戦略ビジョンより抜粋)

第3章 目指すべき都市像とまちづくりの重要概念

この章では、第2章の札幌市の現在と将来に関する考察を踏まえ、今後のまちづくりを進めるに当たり、市民、企業、行政などの多様な主体が共有する札幌市の将来のまちの姿を、「目指すべき都市像」として掲げるとともに、この都市像の実現に向けて、まちづくりを進めていく上での重要な概念を「まちづくりの重要概念」として定めます。

1 札幌市の現在と将来に関する考察のまとめ

札幌市は、自然の恵みと共に暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、北の大地でそれぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、外国の先進の英知を取り入れていくという、様々な「ひと」のつながり・支え合いや多様性を受け入れる風土によって、短期間で飛躍的な成長を遂げてきました。

今では、年間約5mもの「ゆき」が降る地域にありながら、190万人を超える市民が生活するという、世界でもまれな都市に発展しています。また、北海道の中心都市として、都市機能を高めながらも、郊外に広がる森林や都心の大通公園などの豊かな「みどり」を保っています。

この「ゆき」との共生や「みどり」との調和も札幌市が持つ魅力であり、これらを生かして、さっぽろ雪まつりやアジア初の第11回冬季オリンピック競技大会の開催、札幌芸術の森やモエレ沼公園の造成などの世界に誇るプロジェクトを成功させてきました。

このような特徴を持つ札幌市は、令和4年（2022年）に市制施行100周年を迎え、次なる100年のスタート地点にいます。一方で、これまで増加の一途をたどってきた人口も減少局面を迎え、少子高齢化や生産年齢人口の減少が更に進行し、これらに起因して市内経済規模の縮小や公共交通の利便性の低下などの日常生活への影響が懸念されるほか、長期的な市税収入の減少や社会保障などの財政需要の増大により、行政サービスの低下につながりかねない状況となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしており、こうした感染症との共存や感染症の収束後を見据えた取組も必要です。さらに、令和12年（2030年）までの持続可能な開発目標（SDGs）の達成や、脱炭素社会の実現に向け、国際社会の一員としての取組を加速させていく時期でもあります。

このため、今後は、人口減少の緩和を進めることはもとより、人口構造を始めとする様々な変化に大きな影響を受けず、その変化を積極的に生かし持続的に成長していくことが必要です。

2 目指すべき都市像とまちづくりの重要概念

札幌市の特徴である「ゆき」や「みどり」といった自然の恵みが守られ、さらには生かされた中で、子どもから大人までのあらゆる世代の「ひと」や多様な「ひと」が交わり、一人一人の思いがつながって、新しい時代にふさわしい真に豊かな暮らしを創る、また、経済や学術、スポーツ、文化、健康、環境などの様々な分野において、新たな価値を生み出す。このことで、国内外から活力を呼び込み、人口減少などの成熟社会における課題をいち早く解決する拠点として、世界をリードし、持続可能で、多様性と包摂性のある世界都市¹⁰⁵を目指します。

¹⁰⁵ 【世界都市】ここでは、政治や経済、文化などの分野において、世界に対して高い影響力を持つ都市をいう。

そのためには、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなっていること、誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できていること、誰もが先端技術などにより快適に暮らし、新たな価値の創出に挑戦できることが重要です。そこで、「目指すべき都市像」と「まちづくりの重要概念」を次のとおり定めます。

<目指すべき都市像>

「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、豊かな暮らしと
新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ

<まちづくりの重要概念>

ユニバーサル(共生)

「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」を実現するに当たっては、多様性と包摂性があり、格差なく均等に機会が得られる社会の実現を目指して、移動環境や建物等のバリアフリー化や心のバリアフリーなどを進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要になります。

そこで、「誰もが多様性を尊重し、互いに手を携え、心豊かにつながること。また、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超え、双方向に支え合うこと」を「ユニバーサル(共生)」として「まちづくりの重要概念」に定めます。

ウェルネス(健康)

「誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できる社会」を実現するに当たっては、人生100年時代の到来を踏まえ、健康寿命の延伸の観点から、働く世代や若年層を対象とした「予防・健康づくり」や、居心地が良く歩きたくなる空間の形成などが必要になるほか、生涯学習や学び直しの場とともに、年齢の枠に捉われず、学習の成果や経験を生かす機会の充実などが求められています。

そこで、「誰もが幸せを感じながら生活し、生涯現役として活躍できること。身体的・精神的・社会的に健康であること」を「ウェルネス(健康)」として「まちづくりの重要概念」に定めます。

スマート(快適・先端)

「誰もが先端技術などにより快適に暮らし、新たな価値の創出に挑戦できる社会」を実現するに当たっては、デジタル技術の急速な進歩を踏まえ、様々な資源を掛け合わせ、新たな価値を生み出していく観点から、スマートシティの推進、スタートアップを創出・育成する環境の整備や知的生産を行う人材の育成のほか、「ゆき」の利活用の取組が必要です。また、気候変動などの地球環境の状況を踏まえ、ゼロカーボンやレジリエンス(自己回復力・強じん性)の向上に資する取組が求められています。

そこで、「誰もが先端技術などの利点を享受でき、生活の快適性やまちの魅力が高まっていること。誰もが新たな価値や可能性の創出に向けて、挑戦できること」を「スマート(快適・先端)」として「まちづくりの重要概念」に定めます。

重要課題 1 バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発

- 政府においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、「ユニバーサルデザインのまちづくり」と「心のバリアフリー」を推進している。
- 「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと（ユニバーサルデザイン2020行動計画より）と定義されるが、比較的、新しい言葉であることから、その意味も含めて社会における浸透が進んでいない。
- 札幌市では、2022年度（令和4年度）に新たにスタートした「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、目指すべき都市像の実現に向けて、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現【ユニバーサル（共生）】などを「まちづくりの重要概念」として定め、まちづくりにおける諸課題について、分野横断的に統合的な課題解決が図れるよう進めることとしている。



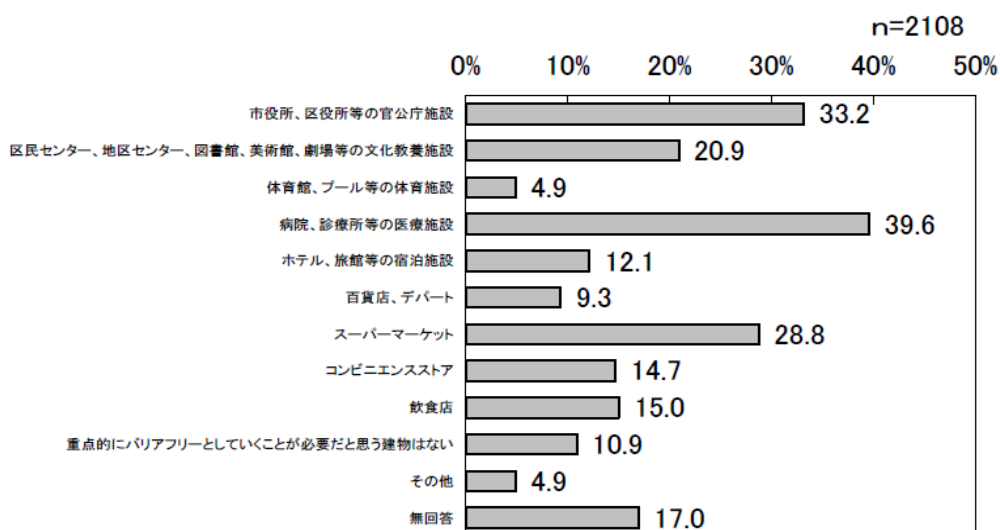
移動環境や建物等のバリアフリー化は勿論のこと、多くの市民が心のバリアフリー（互いに支え合うこと）について理解できるような取組を進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者となつながら、交流できる環境を整えていく必要がある。

令和4年度 障がい者調査結果

問 17 あなたは今後、特にどの建物を優先してバリアフリーとしていくことが必要だと思いますか。あてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。【複数回答】

バリアフリー化が必要な施設については、「病院、診療所等の医療施設」が39.6%と最も高く、次いで「市役所、区役所等の官公庁施設」が33.2%、「スーパーマーケット」が28.8%となっている。

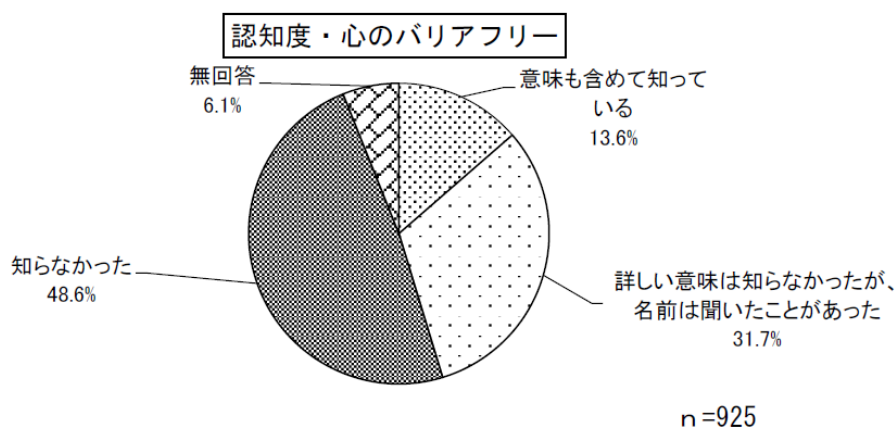
バリアフリー化が必要な施設



令和4年度 市民調査結果

問 20 (心のバリアフリーについて)

心のバリアフリーについては、「知らなかった」が48.6%と最も高く、次いで「詳しい意味は知らなかったが、名前は聞いたことがあった」が31.7%、「意味も含めて知っている」が13.6%となっている。



重要課題 2 感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策

- 2020年（令和2年）以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、さらには地震・台風等の災害発生時においても、特に、障がいのある方を含め脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けている。
- 感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められた中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障がいのある方もいる。
- 感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化、深刻化しており、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっているケアラー・ヤングケアラーといった障がいのある方の家族なども含め、支援が必要となっている。



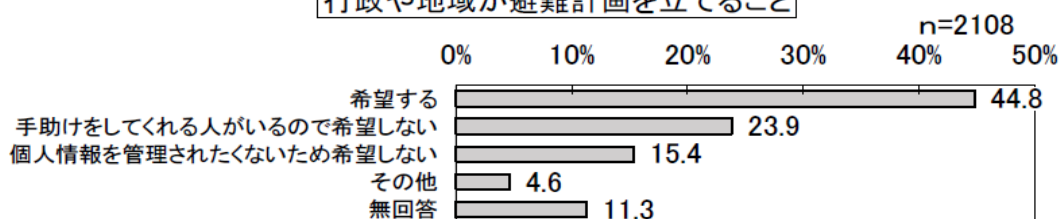
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を踏まえた取組や障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障がいのある方に配慮したデジタル社会の実現に向けた取組、障がいのある方の家族などケアラー・ヤングケアラーの支援のほか、災害対策基本法改正による個別避難計画の作成など、非常時に障がいのある方が受ける影響にも留意した取組を進めていく必要がある。

令和4年度 障がい者調査結果

問 31 あなたが避難のためにどのような避難行動をとればよいのかについて、行政や地域が、計画を立てることを希望しますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

行政や地域が避難計画を立てることについては、「希望する」が44.8%と最も高く、次いで「手助けをしてくれる人がいるので希望しない」が23.9%、「個人情報を管理されたくないため希望しない」が15.4%となっている。

行政や地域が避難計画を立てること

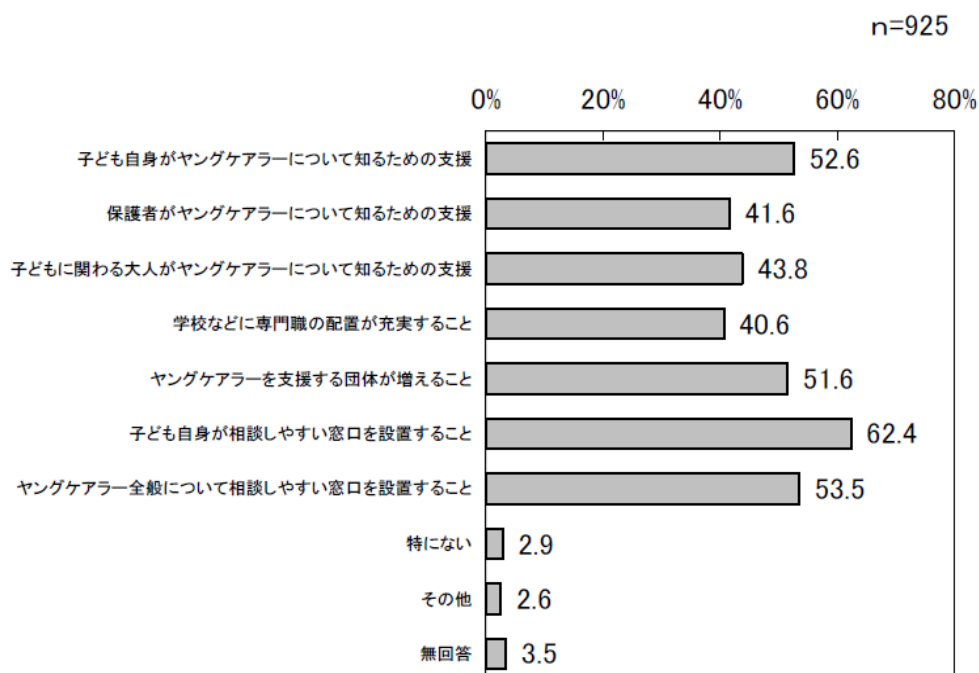


令和4年度 市民調査結果

問 23 あなたは、ヤングケアラーについて、どのような支援が必要だと思いますか。あてはまるものすべてに○を付けてください。【複数回答】

ヤングケアラーへ必要な支援については、「子ども自身が相談しやすい窓口を設置すること」が62.4%と最も高く、次いで「ヤングケアラー全般について相談しやすい窓口を設置すること」が53.5%、「子ども自身がヤングケアラーについて知るための支援」が52.6%となっている。

ヤングケアラーへ必要な支援



重要課題 3 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

- 2015年（平成27年）9月、国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGsは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年（令和12年）を達成年限として、17のゴールと169のターゲットから構成される。
- 「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、札幌市が取り組む障がい者施策の推進と考えを一にするものであり、行政、市民、事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められている。
- 国においては、障害者文化芸術推進法の施行による、文化芸術活動を通じた障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加のほか、読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）の施行により、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の構築を進めている。

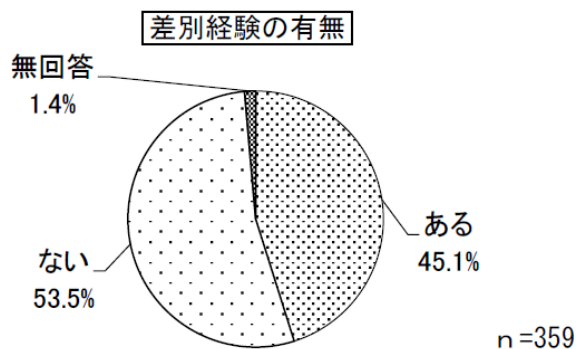


全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとする障害者基本法の理念に則り、障がいのある方の権利擁護として、事業者に対して合理的配慮の提供を法的義務化した改正障害者差別解消法の理解促進、障がいのある方への虐待防止の取組、障がいのある子どもの支援を進めるとともに、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築する必要がある。

令和4年度 障がい児調査結果

問 49 あなたや保護者の方は、過去3年間に、障がいがあるために差別をうけるなど、いやな思いをしたことがありますか。

差別経験の有無については、「ない」が53.5%と最も高く、次いで「ある」が45.1%、「無回答」が1.4%となっている。



令和4年度 企業調査結果

問 22 令和3年に障害者差別解消法が改正され、今後企業による障がいのある方への合理的配慮が法的義務化されることを知っていますか。

障害者差別解消法の認知度については、「知らない」が74.0%と最も高く、次いで「知っている」が22.9%、「無回答」が3.1%となっている。

